

# 保育士・教員養成校における子ども虐待に関する 学習の効果に対する研究

江 川 み え 子\*

The effect of case study on child maltreatment in a nursery  
and elementary school teacher training at a junior college

Mieko Egawa

**要旨：**保育士・教員養成校の学生が子どもの虐待についての学習において、アセスメントシートを活用し、具体的な事例検討をすることが有効だと考え、その効果について考察した。その結果、社会福祉援助技術の授業において、アセスメントシートを使って学習した後、子ども虐待の早期発見判断について有効な結果が得られた。

本研究の内容は以下のような構成である。

はじめに

I 子ども虐待の定義と現状

II 保育士や教員の役割と通告の難しさ

III 保育士・教員養成校の子ども虐待に関する教育法の検討

IV 考察

おわりに

**Abstract :** The purpose of this study is to examine the effect for studying of students at a junior college (nursery and elementary teacher training school) to protect child maltreatment, using an assessment sheet. It is indicated that an assessment sheet is effective for sensitivity of students.

**Key words :** 保育士・教員養成 Nursery and elementary teacher school 子ども虐待・マルトリートメント Child abuse and neglect, maltreatment 相談・支援 Counseling and support 社会福祉援助技術 Social work practice アセスメントシート Assessment sheet

## はじめに

法律では疑い程度であっても、子ども虐待を発見した者は通告しなければならないことになっている。しかし、私たちは日常生活や保育・教育の現場で虐待を疑いながらも、実際にはなかなか通告できていない。通告の最終目的は

「虐待」というレッテルを貼ることや保護者を加害者として断罪することではなく、目の前の子どもの人権が守られ、「不適切な関わり」による人権侵害がなくなることである。したがって、何が「不適切な関わり」であるのかを具体的かつ明確にし、その状況を打開できるように「不適切な関わり」をしている保護者に対して

---

\*関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻 学生

も共感をもって接し、社会資源を前向きに活用することが求められる。

子どもに直接関わる保育士や教員は日ごろから子どもの気持ちや最善の利益を優先する身近な子どもの支援者である。ところが保護者の「不適切な関わり」に対して危機だと察知できず、適切な対応ができなかったために、虐待の被害を食い止めていない場合がある。

そこで、客観的な指標や視点をもつ方法として、アセスメントシートの活用が有効であると考えられる。そして、子ども虐待対応にはアセスメントのみならず、記録、面接、見守り、保護者との日頃からの信頼関係づくり、組織的な体制づくり、ネットワークの構築等の方法についての知識と、実践に向けた訓練が必要である。

本研究の目的は第一線で子ども虐待の予防・防止・対応に活躍する保育士や教員の養成において、虐待についての意識を高め、早めに対応し、困難化させない力をつける教育法を検討することである。

## I 子ども虐待の定義と現状

### 1. 子ども虐待とは

子ども虐待については、国際連合の「児童の権利に関する条約(1994年条約第2号、以下「子ども権利条約」という。)」に「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」と記されている。

また、わが国の「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。)には、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」、子ども虐待とは、「保護者(親権を行う者、未成年後見人そ

他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。)について行う次に掲げる行為」と4つの形態に分け、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と規定している。

その後法律が改正され、子ども虐待を「著しい人権侵害」とし、通告を「市町村・都道府県の設置する福祉事務所」、「虐待を受けたと思われる子ども」にまで拡大、「ドメスティック・バイオレンスによる心理的外傷」を心理的虐待、「他の同居人の行う虐待を見過ごすこと」をネグレクトと定義づけた。さらに、前述の「子ども権利条約」には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮される」とある。

「虐待」と聞くと「殴る蹴るなど残虐な行為」を連想したり、「体罰は愛情があれば許される」と考えたりする風潮がある中では、子どもへの虐待は減らない。高橋他(1995)は、新たなモデルとしての「子どもの不適切な関わり(child maltreatment)」を用いることを提唱している<sup>1)</sup>。現在では厚生労働省(2007)でも「マルトリートメント」を取り上げている<sup>2)</sup>。

2006年、国連は「United Nations Secretary - general's Study - Violence Against Children」を発行し、「Violence against children includes physical violence, psychological violence, discrimination, neglect and maltreatment.」と虐待や体罰を子どもに対する暴力として位置づけ、「maltreatment」を使っている。また、この報告書に基づいて世界保健機構は「Against children can and must be prevented」を発行、ここでも「maltreatment」を使用している<sup>3)</sup>。体罰についても、「国連子どもの権利委員会一般的意見8号」(2006)では、どのような小さな体罰であっても禁止すべきとしている<sup>4)</sup>。

また、厚生労働省(2007)では、個別事例に

において虐待であるかどうかを判断するときに、子どもの側に立つ場合、法の定義に基づき行われ、ついで子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断するべきとしている<sup>5)</sup>。

本研究では、保育士や教員という専門職が、子どもの権利の侵害者であってはならないということを前提とし、家庭で起こる子ども虐待について考察する。

## 2. 子ども虐待の現状

厚生労働省（2008）によれば2007年度に全国の児童相談所に対応した子ども虐待相談対応件数は、40,639件となり、4万件を突破した。相談の年齢構成をみると、2007年で0～3歳未満7,422件（18.3%）、3歳～学齢前児童9,727件（23.9%）で就学前と小学生が15,499件（38.1%）と多い<sup>6)</sup>。

虐待の種類は、身体的虐待が16,296件（40.1%）で最も多く、次いでネグレクトが15,429件（38.0%）となっている。身体的虐待の割合が減少したが、ネグレクト、心理的虐待の割合は年々増加している。性的虐待は被害者が被害を隠す傾向があるため、実際はもっと件数があると考えられる。

### Ⅱ 保育士や教員の役割と通告の難しさ

#### 1. 保育士・教員の役割

「児童福祉法」（1947年法律164号）では要保護児童の通告、「児童虐待防止法」では「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」としている。つまり、通告は一般市民に対しての義務として定めている。しかし、専門職には守秘義務がある。そこで、児童虐待防止法により「刑法（1907年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の

規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と通告義務を優先している。

保育士・教員だけでなく保育所、幼稚園・学校等に対しても「児童虐待防止法」は、「児童虐待の早期発見に努めなければならない」としている。これらに加え、保育士、保育所に対して厚生労働省は「保育所保育指針」（2008）を出し、教員、学校等に対しては文部科学省がさまざまな通知を出し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実、虐待防止ネットワークへの参加・協力などの対応を行っている。

#### 2. 子ども虐待の発見、通告、対応の難しさ

発見の難しさはさまざまな調査・研究からも指摘されている。学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議（2006）では、通告等をしなかった理由として、「対応可能だった」、「軽度だった」という回答が上位にきていることから、アセスメントが十分だったかを含めて、今後の研修の在り方や「学校としての組織的な対応」、「教育委員会の支援」、「関係機関から学校への支援・連携」を重視すべきとしている<sup>7)</sup>。

才村他（2006, 2007）によれば、児童相談所、福祉事務所への通告・連絡・相談において、相談等しなかったのは、保育所159件（総数693件中22.9%）、幼稚園39件（総数95件中41.1%）、小学校129件（総数640件中20.2%）である。その理由について、保育所で159件中「保育所内の対応で可能と判断されたから」73件（45.9%）、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」29件（18.2%）、「虐待の程度が軽いと考えられたため」23件（14.5%）と答えている。そこから「虐待と判断する基準をなかなか持ちにくい状況」、「通告先に軽く相談したいが、もし大事になってしまったら」という危惧から通告をためらうのではないかと考察している<sup>8)</sup>。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2008)によれば「親との関係性を重視しすぎ、虐待が疑われる子どもの状況確認を保護者の近親者等の情報のみに基づいて行っていた事例や、幾度にわたり家庭訪問による安全確認を拒否されたにもかかわらず、これを危機的状況と認識せず、子どもの安全確認のための方法を検討しなかった事例などが見受けられた」ということである<sup>9)</sup>。

虐待かどうかの判断を保育所、学校等で行うことは、疑いの段階で通告しなければならないという通告義務違反であり、単独の組織では総合的な判断がしにくく、そのミスが子どもの死亡へつながる場合がある。そのため児童相談所などへの相談しやすい関係や体制の確立や要保護児童対策地域協議会で検討するなど、他の機関・専門職などが関わりやすいシステムづくりが必要である。

通告に関して所属団体単位で検討されることが多く、「上司や同僚の意見を参考に通告しない」という結果も出ている。組織的に動くことは大切であるが、最終的には個人にも通告義務が生じていることを忘れてはならない。

また、子どもの将来に関わるため、子どもに今後の対応について直接尋ね、権利の主体者として子どもに接し、自己決定権の行使を促すことは大事なことではある。しかし、子どもが主張し、決定する内容が子どもの最善の利益になるとは限らないため、注意が必要である。

このように虐待については判断・通告に困難が伴うことが多いため、客観性をもたせるためにもアセスメントシートは有効であると考えられる。

次に保育士や教員の専門性を高めるためのアセスメントシートを使用した、養成校で行う教育法を検討する。

### Ⅲ 保育士・教員養成校の 子ども虐待に関する教育法の検討

#### 1. 教育法の内容について

##### (1) 子ども虐待について学ぶ教育法の意義

保育士はその養成課程において、必要な科目を履修し、障害児・者施設、児童養護施設や保育所等で実習を行う。同様に幼稚園・小学校教諭も必要な科目の履修、幼稚園や小学校での実習を行う。そして、卒業後、保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設や幼稚園、小学校など各々の資格や免許に応じて、仕事をしていくことになる。

短期大学で養成する場合、短い期間の中でさまざまな知識や技術を身につけることを期待されているので、子ども虐待についての効果的な教育法の確立が必要である。

加藤他(2001)によれば「職員の認識の変化」が虐待相談の増加に「大いに関係している」と「少し関係している」と考える人が合わせて91.2%あり、認識の変化はネグレクトで48.1%、心理的虐待29.0%、身体的虐待15.2%、性的虐待7.4%ということであるから、ネグレクトや心理的虐待は認識が変わりやすいと考えられ、虐待についての学習の効果が期待できる<sup>10)</sup>。

##### (2) 教育法における選定

###### ①授業時間の選定

保育士や教員は日ごろから保護者との関係ができていく場合が多く、あまり面接技法などを意識せず対応しているかもしれない。しかし、複雑な問題についてはソーシャルワークの知識や技術などが必要である。保育士や教員は、社会福祉援助技術、カウンセリング概論等を履修し、受容や傾聴といった面接についての技術などを学び、子ども虐待についても見識を深め、現場でも努力がなされている。しかし、現状は改善されたとはいえない。

本研究の教育法は、以下に挙げた理由で社会福祉援助技術の授業で行った。

- ・講義と演習の両方が行える授業である。
- ・通年で30回授業のため時間配分がしやすい。
- ・虐待事例の検討は子育て支援に必要な地域との連携について学ぶことになる。これらの技術はコミュニティワーク、ネットワークなどソーシャルワークのレパートリーであり、社会福祉援助技術で学ぶ内容である<sup>11)</sup>。

## ②アセスメントの事例の選定

具体的な事例を使うことで、抽象論にならないようにした。事例はプライバシー保護のこともあり、新聞記事を使用した。

事例1：「母スノボ、留守番2歳児焼死」(2008年1月1日朝日新聞)

埼玉県、2歳男児は実母(24)と2人暮らし。実母は両親の反対を押し切り同じ歳の男性と結婚したが、別居。時給が高く「昼間に子どもと一緒にいたかったから」と夜勤の仕事をしていて、勤務中は自宅に食事の準備をし、子ども一人に留守番をさせていた。久しぶりにスノーボードをしに出かけたところ、住居が火事になり、留守番をしていた子どもが焼死した。

事例2：「コンクリ1歳遺体・母と同居2ヶ月で死亡、乳児院から引き取り」(2007年10月14日朝日新聞)

京都府、1歳6ヶ月の男児は祖母、実母(30)と姉2人の5人暮らし。実母が覚せい剤取締法違反の罪で服役中産まれ、乳児院に措置された。出所後に引き取ったが2ヶ月後死亡。実母は無職、児童相談所のケースワーカーが家庭訪問等行っていた。実父(48)が遺体移送に関与。

事例3：朝日新聞「叫んで欲しかった、借金900万円、冷蔵庫空っぽ、前日も保育園」(2007年8月3日)

大阪府、実父(34)が実母(34)、子ども2人(5歳と2歳)を殺害、飛び降り死亡した。消費者金融、親類から借金をし、家賃を滞納。自営業の仕事があまりなかったが、生

活保護の相談や児童相談所には行かず、保育料は支払っていた。「まじめそうな夫婦」、「幸せそう」という評判で、実母は3人目を妊娠し退職、立会い分娩を望んでいた実父が道連れ心中を決めたのはごく最近とみられる。

## ③授業の方法の選定

授業では、グループダイナミクスなどグループの効果、体験による学びを重視して、グループワークを用いた<sup>12)</sup>。稲森他(2007)によれば「聴く」事はコミュニケーションにおいて重要であり、相手の話をうまく聴くことはトレーニングによって身につくのである<sup>13)</sup>。そのため、本研究においては、尊重などのルールを示した上で、傾聴のトレーニングにコンセンサスゲームを取り入れた。

### (3) 具体的な内容

#### ①全体の流れ

ビネット調査(前)を行い、高橋他(1994)を参考にして子どもの権利条約について講義を行った。子ども虐待対応等の講義には、前述した国の方針である「子ども虐待対応の手引き」(2007)を抜粋して使用した。「不適切な関わり」については、高橋他(1995)による概念図を使用した<sup>14)</sup>。

授業は表1のような流れで行った。

#### ②事例検討の内容と流れ

はじめに「学生用チェックリスト」(表2)の説明を行い、個人で事例を読み「学生用チェックリスト」をチェックした後、グループで話し合いながら「学生用チェックリスト」をチェックし、次の4点について考えてもらった。

- ・保護者は、「不適切な関わり」でなくて、本当はどうしたかったのか？(保護者の真の目標)
- ・子どもはどう思ったのか？(子どもの気持ち)
- ・その子どもの最善の利益は何か？
- ・上記の点をふまえて、あなたが専門職としての保育者として、保護者に対してどのような

表1 授業日程(1回90分)2006年11月29日~2007年1月31日(第23回~30回の8回分)

回数	月日	テーマ	内容
第23回	11月29日	ビネット調査(前)の実施 子どもの権利条約について	子どもの権利条約:歴史を踏まえ、なぜ条約が必要だったかの説明とユニセフ協会の4つの権利を中心に条文を見る
第24回	12月6日	虐待の定義と対応について	厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2007)の抜粋と高橋他「不適切な関わり」の概要図(1994)を使用
第25回	12月13日	社会福祉援助技術について	マッピング技法の学習と援助技術のまとめ
第26回	12月20日	学生用チェックリストの説明	パートナーシップを育むアセスメントの仕方等の説明
第27回	1月10日	事例1検討	個人で事例を読みチェックリストを完成させ、グループで検討した後、グループごとにてチェックリストを完成させた。各グループから聞き取り、全体で意見を共有した。その後、「不適切な関わり」の概念の必要性を再度確認した。
第28回	1月17日	事例2検討	
第29回	1月24日	事例3検討	
第30回	1月31日	ビネット調査(後)の実施 保育士の専門性とは 全体のまとめ	子ども虐待早期発見・早期通告だけでなく、見守りや予防のできる保育士の具体的な専門性とは何か全体のまとめ

支援をするか?(具体的な言葉がけを考える)

最後にグループの意見を聞き取り、「不適切な関わり」の概念を取り入れる必要性を確認した。

## 2. 「学生用チェックリスト」作成について

### (1) リスクアセスメントの必要性

リスクアセスメントとはアセスメントの段階でリスク要因を把握することで、子ども虐待におけるリスクについての共通認識をもつことは重要である。そこで共通のアセスメントシートが必要となる。

また、加藤(2001)によれば、アセスメントは、ソーシャルワーク援助における問題把握とその援助計画のプロセスとして、情報収集、問題理解、そして援助決定を含む臨床過程を意味する<sup>15)</sup>。子ども虐待においても環境と人の相互作用を考える、生態学的視点からの理解が必要となり、専門性が問われる。つまり、虐待そのものだけでなく、保護者の状況を含めた家族、地域という社会資源についてもアセスメントをすることが必須条件とされる。そして、状

況の変化に応じて再アセスメントが必要となる。

### (2) 「学生用チェックリスト」

加藤他(2003)を使用した理由は次のとおりである。

- ・現場の保育所、小学校等で使用している。
- ・児童相談所のリスクアセスメント指標を中心にして他の組織のものとの共通性もたせてあるため、共通認識をもちやすい。
- ・地域において連携していく場合、在宅を視野に入れた子どもの危険度や問題点、役割分担を明確にする枠組みとなるリスクアセスメント指標という視点をもっている<sup>16)</sup>。

加藤からはアセスメントは現職の保育士でも訓練が必要であるから、学生にはわかりやすいシートを作成することを提案された。そのため、シートの名称は「チェックリスト」とし、内容の文言についても学生にわかりやすくした。

また、保育士・教員の養成には、子どもの視点で「不適切な関わり」が判断できるようになること何より大切だが、保護者とともに子どもの人権を守るためにも、保護者のもつ力を見出

表2 学生用チェックリスト

資料1-1(チェックリスト)

チェックリスト (番号 )				通告(する/しない)	記録年月日 年 月 日
子どもの名前( )			年齢 歳 ヶ月	担当者	
家族(実父母 継父実母、継母実父、母子、父子、同居人(祖父母、内縁夫・妻・その他 )					
家族図		同居は点線で囲んでください。虐待者は二重〇二重□で囲んでください。被虐待児は△で書いてください。		何が特に気になるか	保護者にどうしてもらいたいか
				いつから	
				どんなことが	
傷の程度		生命/	中	軽度	不明
1 ネグレクトの程度		重度			
部位(頭部・顔面・性器・頸部・内臓・臀部・上肢・下肢) 状態 血腫/骨折/裂傷/火傷/打撲/脱水症状/あざ/みみずばれ/皮膚疾患/嘔み跡 乳幼児(身体的発達の著しい低下、情緒的な反応に乏しい)					
はい やや いいえ 不明					
はいの内容(あれば○)他にあれば空欄に記入してください					
虐待	2 虐待が続いているか				繰り返している/子を何日も放置する
	3 虐待されたことがあるか				過去に入院したことがある/施設に入ったことがある
	4 性的虐待				疑いがある/性病にかかっている
	5 関係機関からの情報				医療/警察/保健センター/学校/福祉事務所/民生児童委員/他の保護者から/近所からの連絡/その他
子ども	6 発達・からだの状態				低身長/体重が増えない/発育が不全/障害/皮膚疾患/ムシ歯
	7 精神的な状態/生活習慣				笑わない/視線が合いにくい/言葉の遅れ/睡眠リズムができていない
	8 日常的な世話が欠けている				ひどいおむつかぶれ/非衛生/季節に合わない洋服を着ている
	8.1 登園の状態				登園しない/登園したり、しなかったりである
	9 行動で気になること				激しい癇癪/多動/注意引き行動/過食/暴食/性的言動/嘔む
	10 養育者との関係				養育者との関係(なつかない/萎縮している)/家に帰らたがらない
養育者	10.1 保育士との関係				保育士を独占/保育士と深まらない/世話・身体接触の拒否/受け身
	11 精神的状態				うつ状態/精神的症状(妄想、幻聴、幻覚がある)
	12 性格的問題				衝動的/未熟/攻撃的/依存傾向/被害者意識が強い(誤認知)/嘘
	13 アルコール・薬物等依存				アルコールの匂い/視線が虚ろ/会話がしにくい/疑い
	14 虐待されたことがあるか				虐待されたことがある/愛されなかったと思っている
15 子どもに対する気持ち/態度				子どもが嫌いである、嫌いという/うまなければよかったという/可愛がったり、突き放したり極端である	
養育状況	16 虐待をしている自覚がない				虐待と考えていない/体罰を容認している/しつけと主張する
	16.1 ネグレクト				自分のことを優先させたい/長時間の放置/適切な食事や医療を与えない
	17 養育意欲/能力				意欲なし/能力が低下している/能力がない/知的障害をもっている
	18 養育における知識がない/誤った知識をもっている				10代で親になった/知識が不足している/不適切な知識/子どもに対する期待が過剰である(1歳半でおむつが取れる等)
家族環境	19 社会的サポート				孤立している/親族と疎遠である/親族が過干渉である/友達が少ない/転居が多い
	20 家族の問題				夫婦が不和/DV/別居/養育者が家出/未婚/家族構成が変化した
	21 家庭の経済状況				生活が苦しい/生活全般で計画性が欠けている
	22 生活環境での問題				劣悪な住宅/安全確保への配慮がない/事故防止不足
	25 子を守る人なし				日常的に子どもを守る人がいない/危険な時、子どもの逃げ場がない
今通っている、連絡を取っている機関: 児相/保健センター/児童委員/家児相/その他( )					
その他特記事項					
現状で子どもの安全に役に立つのは何か、誰か? 子どもの支えとなるものは何か、誰か?					
保護者が虐待を解決するために何かしようとしているか?					
保護者が虐待を解決するために出来ることは何か					

※いま子どもは①在宅のまま②保護決定したが在宅のまま③一時保護④その他( )

せることが重要である。それに対し、現役の児童相談所の職員からのアドバイスを受け、パートナーシップを大切に、家族の強さ、資源、現在、潜在する安全についての情報がアセスメントに組み入れられるべきという「安全と解決を志向したアプローチ」を取り入れた項目を作成することにした<sup>17)</sup>。そうすれば学生が項目をチェックするたび、保護者とのパートナーシップや保護者のストレングスについて確認することになる。つまりチェックリストを使うことで保護者のもつ潜在的な力や社会資源の活用にも目を向けるきっかけや訓練にもなると考えた。

### 3. ビネット調査について (表 3)

ビネット調査 (vignettes study) とは、短いストーリーに対する回答を得て、回答者の考え方を把握解析する調査法である<sup>18)</sup>。

高橋他 (1995) のビネット調査票が、他の研究でも使用されているため、比較・検討ができると考え、高橋の許可を得て調査票を使用した。

## 4. 本教育法における学習の効果について

### (1) 調査について

#### ①調査内容

学習の効果をはかるために、学習の前後にビネット調査票を記入してもらい、一人ひとりの合計点の前後について t 検定を行い、有意差が出るかどうかをみるというものである。

#### ②倫理的配慮について

学生には子ども虐待の早期発見の研究について協力を求め、ビネット調査に関しては拒否することができること、成績とは関係ないこと、ビネット調査の内容について精神的に辛いと感じた場合は申し出ること、調査結果・研究内容については今後の授業に生かすためのものであり、個人が特定されないようし、公表しないことを伝えた。ただし、対応ある t 検定をするため、生年月日を記入してもらった。

#### ③事前調査

看護専門学校に学生 33 名に調査依頼をし、ビネット調査を行った。保育士養成校の学生と同じ資料を使って説明した。「学生用チェックリスト」による事例検討は 1 回のみ (グループワークやゲームはなし)、本調査と同じ説明を行い、倫理的配慮についても同様に行った。

属性：看護専門学校 (3 年課程、看護師資格取得予定) の 1 回生、実習 1 回、児童養護施設見学をしている。

配布回収：自記式、授業中に配布し、その場で回収 (対応ある t 検定を行うために配布した番号札を紛失した学生が多かったため、有効分は 10 名分しかなかった。) この調査を踏まえ、保育士・教員養成校の調査では生年月日を記入する方法をとるなどを活かした。

#### ④本調査について

保育士・教員養成校における調査では、対応ある t 検定を行うために、調査日に欠席した学生、全問回答しなかった調査紙については除外した。そのため、43 人を対象にしたが、有効数は 23 人となった。

属性：保育士・教員養成校 (2 年課程、保育士資格、幼稚園 2 種免許取得予定) 2 回生後期、障害児・者施設実習、児童養護施設等実習、保育所実習、幼稚園実習終了している。

配布回収：自記式、授業中に配布し、その場で回収 (有効件数：23)

#### (2) 保育士・教員養成校における調査の結果

統計処理 SPSS 16.0 を使い、子どもへの「不適切な関わり」についての学習の効果を測定することを目的とし、本学習の前後の合計得点の差を見た。

先行研究では調査結果と回答者の意見から、回答しにくい事例設定であるとして、40 項目のうちの 1 つ「(17)『子どもを叩いてしまった』と親が自ら保育士や学級担任に相談する」を除いて検討を行っている。ただし、前後のビネットへの反応の影響を回避するため、調査票にはそのまま記載し、集計分析の段階でこれを



表3 ビネット調査票

	問 A					問 B			問 C						
	左側に記された行為を虐待や放任だと思いますか。					児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。			児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか。						
	全く問題ない	あまり問題ない	虐待または放任ではないが不適切だ	虐待または放任である		明らかに多分必要ない	多分必要ある	明らかに多分必要ある	対応の必要はない	親または子に1・2回面接する	在宅で継続的に援助する	親子を分離する			
(1)親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(2)罰として子どもを夜中まで外に立たせておく	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(3)親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(4)乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(5)夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(6)親が思春期の子どもと一緒に風呂に入る	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(7)子どもの腹を足で蹴り上げる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(8)他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」と言う	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(9)子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(10)親が性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(11)親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(12)子どもが嫌がるのに、年齢不相当な早期教育を強要する	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(13)親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(14)子どもにタバコの火を押しつける	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(15)太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(16)親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(17)「子どもを叩いてしまった」と親が自ら保育士や学級担任に相談する	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(18)親が18歳未満の子どもと性交する	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(19)幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(20)親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(21)親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(22)罰として、子どもに長時間正座させる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(23)子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(24)親が思春期の娘の胸を愛撫する	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(25)子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(26)親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(27)子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(28)子どもの話し掛けを一切無視して答えない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(29)「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(30)親が酒に酔うと、子どもを叩いている	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(31)罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(32)家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(33)親が子どもの性器を愛撫する	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(34)親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(35)親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(36)罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(37)子どもに慢性疾患があり、生命の危険があるのに病院に連れていかない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(38)親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(39)親が子どもを叩いたら、あざが出来た	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5
(40)親が子どもにポルノビデオを見せる	1	2	3	4	5	-2	-1	0	+1	+2	1	2	3	4	5

下記の各事例に関して、それぞれ、3つの質問があります。あなたの考えに最も近い選択肢を選んで、その欄の数字を○で囲んでください。

(お願い)各自例の状況設定があいまいなところは、自分なりに解釈してお答えください。

(注)問Bで言う「児童福祉の現業機関」とは、児童相談所、福祉事務所、保健所のことを言います。

除いた39のビネットに関する回答を扱っている。他の研究でも同様の作業を行っているので、本研究でも40項目で回答を得て、39項目の検討をし、そのあと40項目について統計処理を行ってみた。そこで、対応あるt検定をしたが、39項目でも40項目でも有意差がでた。そのため40項目について、以下検討する。

①問A「行為を虐待や放任だと思いませんか」について

t検定の結果、学習の前後の40項目合計得点の平均の差は有意であった ( $t(22) = 4.38, p < .05$ )。従って、授業を行うことによって、問Aに関して、子ども虐待早期発見判断における感度が上がるといえる。

表4 問Aにおける学習の前後の平均値と標準偏差

	前	後
平均値	158.5	171.3
標準偏差	10.3	13.8

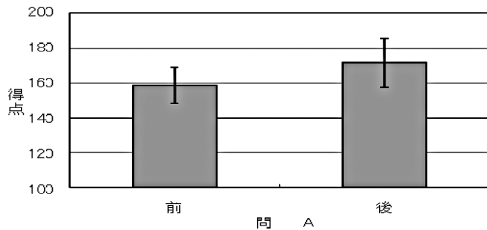


図1 問Aにおける学習の前後の平均値と標準偏差

②問B「児童福祉の現業機関に連絡や通知をする必要があると思いませんか。」について  
先行研究と同様に得点は「-2~+2」にしていたが(表4)、最終的には「1~5」に変更を行って処理をした(表5)。

表5 問Bにおける学習の前後の平均値と標準偏差(変更前)

変換前	前	後
平均値	29.3	41.7
標準偏差	15.2	17.2

t検定の結果、学習の前後の40項目合計得点の平均の差は有意であった ( $t(22) = 4.67, p < .05$ )。従って、授業を行うことによって、問Bに関して、子ども虐待早期発見判断における感度が上がるといえる。

表6 問Bにおける学習の前後の平均値と標準偏差(変更後)

変換後	前	後
平均値	149.3	161.7
標準偏差	15.2	17.2

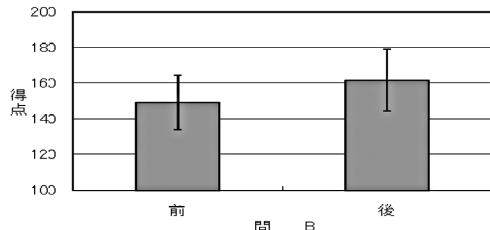


図2 問Bにおける学習の前後の平均値と標準偏差(変更後)

③問C「児童相談所ではどのような対応をするとうよいと思いませんか。」について

t検定の結果、学習の前後の40項目合計得点の平均の差は有意であった ( $t(22) = 3.65, p < .05$ )。従って、授業を行うことによって、問

表7 問Cにおける学習の前後の平均値と標準偏差

	前	後
平均値	125.7	138.4
標準偏差	16.7	17.7

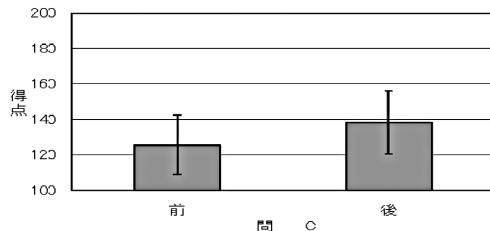


図3 問Cにおける学習の前後の平均値と標準偏差

C に関して、子ども虐待早期発見判断における感度が上がるといえる。

Cronbach の  $\alpha$  係数は 0~1 の範囲にあり、内的整合性と信頼性が高いほど大きくなる。検定の結果、問 A~C に用いた 40 項目の内的整合性は高く、個々の項目が互いに高い相関をもち、同じ特性を測定しているということを示した。40 項目の合計点は合成評価尺度としての妥当性をもつと言える。本研究においては特に上記の「(17)『子どもを叩いてしまった』と親が自ら保育士や学級担任に相談する」のピネットに対しての問題は見られなかった。

表 8 クロンバック  $\alpha$  係数

	クロンバック $\alpha$ 係数
問 A 前	0.85
問 A 後	0.93
問 B 前	0.91
問 B 後	0.93
問 C 前	0.92
問 C 後	0.94

#### IV 考 察

子ども虐待に対して有効な対応をとりたいと思いつつながら、保育士や教員であっても子ども虐待の早期発見、通告を含めた対応が難しいということが先行研究でも報告されている。それに対して、予防から保護者教育までさまざまな研究や実践が行われているが、いまだに子ども虐待は減らないのが現状である。

そこで少しでも、子ども虐待の芽を早期に見つけて対応し、困難化させない方法として、子ども虐待の早期発見への感度を上げることを目的として本研究を行った。

現場では、保護者とパートナーシップを築こうとすることが、逆に「不適切な関わり」をしている保護者への対峙を難しくしている場合がある。だからこそ、早めに専門機関につなぎ、

地域でその親子を支えることを保育所、小学校等の役割として考えるべきである。そのため、身近にいるからこそ見えるもの、見えないものをアセスメントによって確認することが大事である。そして、そのアセスメントは後にその親子にとって社会資源を示すものとして活かすことができる。

アセスメントを保育士や教員が行えるようになるには訓練が必要であるが、アセスメントシートを使用することは一つの方法と考えられる。そして、事例検討に子ども虐待事例を用いることによって、子ども虐待に対する意識が変わり、感度が上がると考えた。本研究では、感度を検証する方法としてピネット調査票を使用した。

そして、ピネット調査での得点を対応ある t 検定で検討した結果、授業前と授業後の 40 項目合計得点の平均の差は有意であった。従って、事例検討に「学生用チェックリスト」を使用した学習によって、問 A~C に関して、子ども虐待早期発見判断における意識が高まったといえる。

子どもの人権を守る専門職として「子どもを愛せないことに理解できない」、「虐待をするなんて信じられない」と考える傾向の強い保育士・教員養成校の学生に、保護者を断罪せず、寄り添うことを求めるのは難しい。保護者をチェックするだけになってしまえば学習の意味がないので、注意が必要である。

以上のことから、本研究で検討した具体的な事例検討をアセスメントシート（「学生用チェックリスト」）によって学習するという方法には、一定の効果があると考えられる。

#### おわりに

子ども虐待について話をしているときに、人によって意識に差異があるということ現場などで感じてきた。高橋たちは 1995 年には「不適切な関わり」という新たな概念フレームワークを示していたが、現状から考えると一般化へ

はまだまだ遠い道のりである<sup>19)</sup>。

以下、今後の検討課題としたい。

①学習に使用したテキストや事例「学生用虐待チェックリスト」を精査する必要がある。

②保育士・教員養成校の学生には質問した体罰や通告への意識について、ビネット調査との関係をみる必要がある。保育士や教員志望の学生の中に「体罰容認」の考えをもっている者がおり、意識を変えることの困難さを感じてきた。そのため、「体罰への意識」と「虐待の感度」と関係性を見ることで、客観的に養成方法を検討できると考える。

③ビネット調査は、40項目の3問で120項目を答えなければならず、集中力が必要である。学生の記入しやすい簡易版を作成できるか今後検討していきたい。

④先行研究において深刻度の高い行為でも職種間やビネットにより回答にばらつきがみられ、子どもに関わる専門職であっても「不適切な関わり」という認識・判断の共通枠組みがないことが明らかになっている。本研究においても同じクラスにもかかわらず、得点にばらつきが見られる。

⑤本研究はアセスメントシートを使用している事例検討を行う学習ではあったが、統制群をおいていないために正確にアセスメントによる学習のみの効果が測定されていない。そのため、ビネット調査票の記入時には周りからの影響を避けるために、学生同士相談をしないこと、それぞれの判断で答えるようにと念押しした上、授業でも項目そのものについて言及しないようにした。

今でも子どもへの暴力事件は後を絶たないが、子どもの権利条約を知らない、知っていても聞いたことがある程度の子どもの学生が多く、学校の授業でもあまり取り上げられていないと感じる。また、さまざまな子ども向けや親支援プログラムもあるが、本当に必要な人に届いているか不明である。

早期発見のみならず子どもに対する適切なケ

ア、その保護者に対しての適切な支援を保育士や教員が求められることを考えれば、養成校でのカリキュラム自体の検討が必要である。

特に保護者対応では、受容や共感だけではなく、具体的なアドバイス等を含めた子育ての「適切な関わり」の方法を示す必要がある。保護者が「適切な関わり」を知らないからこそ「不適切な関わり」をしている可能性もあるからである。そのため、ペアレントトレーニングというような保護者に具体的な方法を提示できる保育士や教員の養成が必要であると考えられ、今後検討していきたい。

#### 謝辞

本稿は修士論文の抜粋であり、武田建先生、浅野仁先生のご指導をいただきました。本研究においては、保育士・教員養成校、看護専門学校の先生方と学生のご協力とビネット調査票を含めた先行研究で高橋重宏氏(東洋大学)、有村大士氏(日本子ども家庭総合研究所)、リスクアセスメントに関して加藤曜子氏(流通科学大学)、岡喬子氏(ポッポ第2保育園)、統計において李政元氏(関西学院大学)、大門貴志氏(兵庫医科大学)、稲森里江子氏(兵庫医科大学)のご協力をいただきました。感謝の意を表します。

#### 引用文献

- 1) 高橋重宏, 庄司順一, 中谷茂一, 加藤純, 澁谷昌史, 木村真理子, 益満孝一, 栃尾勲, 北村定義(1995). 「子どもの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)-新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に- 日本総合愛育研究所紀要, 第32集, pp 87-106. 1995.
- 2) 厚生労働省(2007). 子どもの虐待対応の手引き
- 3) United Nations Secretary-general's Study (2006). Violence Against Children (<http://www.violencestudy.org/IMG/pdf/English.pdf>)
- 4) 「国連子どもの権利委員会一般的意見8号」(2006). (<http://www.unhcr.ch/hurricane/hurricane.nsf/424e6fc8b8e55fa6802566b0004083d9/a08548f294fb58fac12571810054a6cce?OpenDocument>)
- 5) 厚生労働省(2007).
- 6) 厚生労働省(2008). 児童虐待防止対策について

- て 雇用均等 児童家庭局総務課
- 7) 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議 (2006). 学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書)
  - 8) 才村純, 安部計彦, 天野義仁, 有村大士, 今泉柔剛, 太田和男, 栗原直樹, 佐久間てる美, 佐藤拓代, 澁谷昌史, 野澤秀之 (2006). 保育所, 学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究 2005 年度 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所  
才村純, 安部計彦, 天野義仁, 有村大士, 太田和男, 栗原直樹, 小林京子, 塩原誠志, 佐藤拓代, 志賀口三枝子, 澁谷昌史, 妹尾洋之, 園田巖, 玉井邦夫, 津崎哲郎, 辻高廣, 辻厚子, 野澤秀之, 濱涯廣子, 山下英三郎 (2007). 保育所, 学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究 2006 年度 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
  - 9) 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員 (2008). 第 1 次報告から第 4 次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告
  - 10) 加藤曜子, 才村純 (2001). 児童相談所における児童虐待相談処理件数の増加要因に関する調査研究 - 児童相談所調査及び保健センター母親調査を通じて - 2000 年度児童環境づくり等総合調査研究事業
  - 11) 太田義弘・中村佐織・石黒宏和 (2005). ソーシャルワークと生活支援方法のトレーニング 中央法規
  - 12) 井村圭壯, 相澤讓治編著 (2009). 社会福祉形成史と現状課題 学文社
  - 13) 稲森里江子, 小田進幸, 稲森義雄, 武田建 (2007). コミュニケーション・スキル学習プログラム「聴くトレ」の作成および主観的・客観的測度による実施効果についての考察 - 医学部学生を対象として - 日本心理学会第 72 回大会発表論文集, 1313
  - 14) 高橋他 (1995).
  - 15) 加藤曜子 (2001). 児童虐待リスクアセスメント 中央法規
  - 16) 加藤曜子 (2001).
  - 17) アンドリュウ・ターネル, スティーブ・エドワーズ 白木孝二, 井上薫, 井上直美監訳 (2004). 安全のサインを求めて - 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ - 金剛出版

- 18) 高橋他 (1995).
- 19) 高橋他 (1995).

#### 参考文献

- ・愛知県 (2007). 「みえてますか! 家族の中の子どもの素顔 - 教育・保育関係機関用子どもの虐待対応マニュアル改訂版 -」
- ・平山尚, 武田丈, 呉裁喜, 藤井美和, 李政元 (2004). ソーシャルワーカーのための社会福祉調査法 ミネルヴァ書房
- ・児童虐待防止対策支援・治療研究会 (編) (2004). 子ども・家族への支援・治療するために - 虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ - (財) 日本児童福祉協会
- ・児童自立支援対策研究会 (編) (2005). 子ども・家族の自立を支援するために - 子ども自立支援ハンドブック (財) 日本児童福祉協会
- ・柏女霊峰編 (1998). 別冊発達 23 改正児童福祉法のすべて ~ 児童福祉法改正資料集 ~ ミネルヴァ書房
- ・加藤曜子, 津崎哲郎, 佐藤拓代, 吉川敬子, 曾田俊子, 笠原喜子, 槇野晴美, 岡喬子, 千葉郁子, 九鬼隆 (2003). 児童虐待防止の関係機関のための在宅アセスメントへの手引き - アセスメントから家庭支援へ -
- ・加藤曜子 (編著) (2005). 市町村児童虐待防止ネットワーク - 要保護児童対策地域協議会へ - 日本加除出版
- ・桐野由美子, 家庭訪問支援プロジェクトチーム (2003). 子ども家庭支援マニュアル - 地域の子育て支援と児童虐待防止のために - 明石出版
- ・厚生労働省 (2009). 保育所保育指針解説書
- ・厚生労働省 (2009). 児童相談所運営指針
- ・文部科学省 (2007). 養護教諭のための児童虐待対応の手引
- ・森田ゆり (2004). 新・子どもの虐待 - 生きる力が侵されるとき - 岩波書店
- ・諸橋轍 (1999). 大漢和辞典 2 版 大修館書店
- ・日本弁護士連合会子どもの権利委員会編 (2005). 子どもの虐待防止・法的実務マニュアル (第 3 版)
- ・西澤哲 (1999). トラウマの臨床心理学 金剛出版
- ・野口啓示 (2008). 家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発 福村出版
- ・小塩真司 (2004). SPSS と Amos による心理・調査データ解析 - 因子分解・共分散構造分析ま

- でー 東京図書株式会社
- ・才村純(2005). 子ども虐待ソーシャルワーク論 有斐閣
  - ・才村純, 安部計彦, 天野義仁, 有村大士, 太田和男, 栗原直樹, 小林京子, 塩原誠志, 佐藤拓代, 志賀口三枝子, 澁谷昌史, 妹尾洋之, 園田巖, 玉井邦夫, 津崎哲郎, 辻高廣, 辻厚子, 野澤秀之, 濱涯廣子, 山下英三郎(2005). 保育所, 学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究 2004年度 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
  - ・芝野松次郎(2001). 子ども虐待ケース・マネジメント・マニュアル 有斐閣
  - ・SKETCH 研究会統計分科会, 楠正(監修)(2005). 臨床データの信頼性と妥当性 セイエンティスト社
  - ・庄司順一, 谷口和加子, 安藤朗子(1998). 都道府県における虐待防止の取り組みの現状ー子ども虐待防止にかかわる冊子, パンフレット等の発行状況およびその内容の分析ー厚生科学研究. 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究. p 290~300
  - ・庄司順一(2007). 子ども虐待の理解と対応ー子どもを虐待から守るためにー フレーベル館
  - ・高橋重宏, 庄司順一, 千賀悠子, 須永進, 益満孝一, 加藤純, 木村真理子, 栃尾勲(1995). 子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)ー子どもへの虐待の概念, 定義の検討ー 日本総合愛育研究所紀要, 第31集, pp 79-89
  - ・高橋重宏, 山縣文治(2007). 子ども家庭福祉とソーシャルワーク 有斐閣
  - ・高橋重宏(編)(2008). 子どもの虐待(新版) 有斐閣
  - ・山縣文治(監修)(2001). 子どもを支える相談ネットワークー協働する学校と福祉の挑戦ー ミネルヴァ書房
  - ・山野則子, 峯本耕治(2007). スクールソーシャルワークの可能性 ミネルヴァ書房
  - ・世界保健機構(WHO: World Health Organization). against children can and must be prevented (<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2006/pr57/en/>)